環境関連の法律・条例・計画等の概要

区 分		名 称	概 要
環境一般	基本法	環境基本法	近年の我が国の環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応するため、環境の保全についての基本理念、各主体の責務、基本的施策など、環境保全に関する施策の基本的な枠組みを定めたもので、公害対策基本法に代わり制定された法律です。
		環境基本計画	国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づく「環境の保全に関する基本的な計画」で、中央環境審議会の意見を聴いて閣議決定されたものです。平成6年12月に閣議決定され、21世紀半ばを展望して、環境政策の基本的考え方と、循環、共生、参加、国際的取組という4つの長期的な目標を示すとともに、21世紀初頭までの施策の方向を明らかにし、施策の総合的、計画的な展開を図るとしています。平成11年6月に見直しが諮問され、平成12年12月に閣議決定されました。
		神奈川県環境基本条例	環境問題が都市生活型から地球規模の問題にまで拡大する中、環境の保全及び 創造についての基本理念や、県、市町村、事業者及び県民の責務、施策の基本と なる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計 画的な推進を図り、現在及び将来の県民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に 寄与することを目的に制定されたもので、平成8年3月29日に公布され、平成8 年4月1日に施行されました。
		神奈川県環境基本計画	本県では、環境基本条例第8条に基づき、平成9年3月に策定し、平成12年4月に施策内容を中心とした見直しを行いました。その後、地球温暖化対策などの強化やヒートアイランド現象など新たな課題への対応、平成15年10月に策定された「新アジェンダ21かながわ」を受けた施策展開を行うため、県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト51」を踏まえ、平成17年10月に計画の全面的な改定を行いました。平成27年度を目標年次として「将来につなぐ、良好な環境の保全と創造」を基本目標に掲げ、当面の3年間に取り組む21のプロジェクトを設定しています。
	アセス	環境影響評価法	土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが、環境の保全上極めて重要であるとの認識に立ち、環境影響評価の手続を定めるとともに、その結果を事業に反映させるための措置をとること等により、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを究極的な目的とする法律で、平成11年6月12日から施行されました。
		神奈川県環境影響評価条例	土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、及びこれらに対する意見を求めるための手続きその他の環境影響評価に関する事項を定めることにより、事業の実施に際し、環境保全上の見地から適正な配慮がなされることを目的とする条例で、昭和56年7月1日から施行されました。平成9年には、条例制定後16年の運用実績を踏まえつつ、対象事業の見直し、事前手続(実施計画書手続)や事後調査手続の導入等を内容とする条例改正を行い、平成10年には、環境影響評価法の施行に合せた改正を行い、平成11年6月12日に施行されました。
	生活環境	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するために事業者、県民及び県それぞれの責務を明確に定め、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭による環境保全上の支障を防止するための実効性を確保する手続等を定めたもので、平成10年4月に施行されました。また、平成14年10月には、ディーゼル車の運行規制の実施等を目的とする一部改正を行いました。さらに化学物質及び土壌汚染に関する規定について法と連携した内容とするため、平成16年3月に、一部改正を行いました。
		大気汚染防止法第4条第1 項の規定による排出基準及 び水質汚濁防止法第3条第 3項の規定による排水基準 を定める条例	法律の排出基準より厳しい基準(いわゆる上乗せ基準)を地域の汚染状況等に 即して条例で定めることができることとなっており、大気汚染物質としてカドミ ウム、塩素、塩化水素等について施設を特定し規制しています。また、水質につ いても、国が定める一律排水基準より厳しい排水基準を定め、公共用水域の水質 保全を図っています。
		神奈川地域公害防止計画 (第7次)	公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等を対象に、公害防止に関する施策を総合的、計画的に講ずることで、公害問題の改善を図ろうとするもので、都道府県知事が、環境大臣の同意で策定するものです。本県では、横浜、川崎、横須賀、相模原、藤沢など、県東部、中央部を中心とした16市町が策定地域となっています。
大気環境		大気汚染防止法	工場や事業場から発生する大気汚染物質について、物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められ、また、有害大気汚染物質対策の実施の推進や自動車排出ガスに係わる許容限度を定める等により、国民の健康の保護や生活環境の保全等を図っています。

3	5
計画等	法律・条例

		自動車から排出される窒素 酸化物及び粒子状物質の特 定地域における総量の削減 等に関する特別措置法	昭和60年代以降急速に進んだモータリゼーションを背景に自動車交通量が増加し、自動車交通が集中する東京や大阪近郊の大都市地域では自動車による交通公害が深刻になってきました。こうした状況に対処するため、大気汚染防止法に対する特別法として制定されたのが「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」です。(通称「自動車NOx法」と呼ばれています。) この法律が適用される地域では、窒素酸化物の排出量が多い車(主にトラックやバス) は一定の猶予期間が経過した後、登録ができなくなる(車検証が交付されない)等の措置がとられました。(車種規制といいます。) しかし、大気汚染の改善状況はかんばしくなかったため、平成13年6月にこの法律は改正され現在の名称となりました。改正により、窒素酸化物に加えて粒子状物質も規制対象に加えられたほか、車種規制の内容も厳しいものとなりました。(詳しいことは政令で規定) 改正後、この法律は通称「自動車NOx・PM法」とよばれています。
		神奈川県自動車排出窒素酸 化物及び自動車排出粒子状 物質総量削減計画	「自動車 NOx・PM 法」に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量を削減するため、平成15年7月に策定されたのがこの計画です。この計画では、平成22年度末までに「自動車 NOx・PM 法」が適用される地域(対策地域)を含む県内全域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準達成局率を100%とするよう努めることを目標とし、目標を達成するための削減目標量を定め、目標量を確保するための施策を定めています。
		神奈川県大気汚染緊急時措 置要網	光化学オキシダント (光化学スモッグ) に関し、県民への被害の未然防止を図るため、予報の提供や注意報等の発令を行うとともに、光化学スモッグの原因物質削減を図るため、大規模工場・事業場に対して原因物質の排出量削減等の要請を行うなど、緊急時の措置を定めています。
水環境	水質	水質汚濁防止法	工場・事業場から公共用水域に排出される排水や地下に浸透される水について 規制を行うとともに、生活排水対策の実施の推進について定め、公共用水域及び 地下水の水質の汚濁を防止し国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目 的としています。なお、工場等から公共下水道に排出される排水については下水 道法の規制を受けます。
		化学的酸素要求量等に係る 総量削減計画 (第5次)	水質汚濁防止法に基づき、「化学的酸素要求量等に係る総量削減基本方針(東京湾)」に定められた削減目標を達成するために必要な方策などについて定めたもので、埼玉、千葉、東京、神奈川の4都県が、昭和54年以降、5年ごとに策定しています。16年度を目標年次とする窒素・りんの削減を含む第5次の計画を平成14年6月に策定しました。
		相模湾富栄養化対策指導指 針(第 4 次)	相模湾の富栄養化を防止するため、相模湾の水質汚濁に関係のある地域について、県、横浜市、横須賀市、藤沢市及び相模原市が公共用水域に排出される全窒素・全燐の削減に関し、削減目標や削減方策などを定めたものです。
		神奈川県生活排水処理施設 整備構想	豊かで健全な県民生活の実現に向けて、水環境の保全を図るため、公共用水域の汚濁の主な原因となっている未処理の生活排水対策として、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理(汚水処理)施設を効率的かつ効果的に整備して生活排水の100%処理を実現することを目指し、平成9年3月に策定しました。平成14年度から平成15年度にかけて、整備手法の点検・見直しを行い、平成16年3月に改訂しました。
		神奈川県洗剤対策推進方針	りんを含む合成洗剤等又は分解性の低い合成洗剤等の使用等を制限し、石けんの使用拡大、分解性の高い洗剤への転換及び洗剤の減量使用などに向けて県民の理解と協力を求めながら、県の施設への措置と県民への啓発等の実施を内容とした方針であり、昭和59年10月18日から実施しています。
	地下水	工業用水法	地盤の沈下の防止に資することを目的として、横浜市、川崎市の臨海部の地域 を指定して工業用の地下水の採取を規制しています。
	土壌	土壤汚染対策法	土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の 土壌汚染対策の実施を図ることにより、国民の健康を保護することを目的として います。なお、自然的原因による土壌汚染は、公害でないことから、本法の土壌 汚染には該当しません。
	その他	かながわ水源環境保全・再 生施策大綱	将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的として、平成19年度以降の20年間を視野に入れ、水源環境保全・再生施策を総合的・体系的に推進していくための取組の基本的考え方や、分野ごとの施策展開の方向性などを示しています。河川の県外上流域から下流まで、河川や地下水脈の全流域、さらには水の利用関係で結ばれた都市地域を含めた地域全体(水の共同利用圏域)で、自然が持つ健全な水循環機能の保全・再生を図ることを理念としたもので、平成17年11月に策定しました。
		かながわ水源環境保全・再 生実行 5 か年計画	「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を踏まえ、最初の5年間(平成19~23年度)に充実・強化して取り組む特別の対策について、対象地域や目標、事業内容等を明らかにしています。「水源の森林づくり事業の推進」や、「県内ダム集水域における公共下水道の整備促進」など12事業を掲げたもので、平成17年11月に策定しました。なお、このために新たに必要となる財源は約190億円(5年間計)です。
		アジェンダ21桂川・相模川	桂川・相模川流域を対象に、市民、事業者、行政の話し合いの中から、桂川・相模川流域協議会が策定した「ローカルアジェンダ」で、この桂川・相模川流域において、環境への負荷が少ない持続可能な発展を基調にした環境保全型社会を築くための行動計画です。

廃棄物	循環型社会形成推進基本法	「循環型社会」を形成するために、その基本的な枠組みとなる法律として制定
		されました。この中で、「循環型社会」を①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会として定義しています。廃棄物のうち有用なものを「循環資源」として位置づけ、その循環的な利用を促進することとなり、循環資源の循環的な利用及び処分の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分とすることが法定化されました。政府は、循環型社会形成推進基本計画を平成15年10月1日までに定めることとされていますが、平成15年3月に最終的な答申がとりまとめられ、中央環境審議会から環境大臣へ示されました。国は、この答申を踏まえ、法律の期限を半年以上前倒しして、平成15年3月14日に循環型社会形成推進基本計画を閣議決定・国会報告しました。
	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律	昭和45年に他の公害関係立法とともに成立しました。それまでは、廃棄物の処理について、清掃法に基づき行われてきましたが、事業者の産業廃棄物の処理責任を明確にし、産業廃棄物についての処理体系を確立するなど、現状に即した廃棄物の処理体系を整備し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として成立しました。平成12年には、廃棄物の適正な処理体制を整備し、不適正な処理を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずることとなりました。都道府県は、国における基本方針に即して、区域内の廃棄物の減量その他の適正な処理に関する計画(廃棄物処理計画)を定めることとされています。
	神奈川県廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、国の基本方針に沿った一般廃棄物と産業廃棄物を対象とする法定計画として、また、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に取り組むとともに、相互に連携して循環型社会形成への取組を進めることによって「廃棄物県内処理100%」を実現していく行動計画として平成14年3月に策定されました。(平成17年3月改訂)本計画では、「神奈川力構想・プロジェクト51」に連動して、平成27年度を展望した施策の方向を定めるとともに平成17年度から平成21年度までの5か年間の事業計画を定めています。
	資源の有効な利用の促進に 関する法律	平成3年に制定した「再生資源の利用の促進に関する法律」(再生資源利用促進法)が改正され、法律名も「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改められました。本法では、①事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策や③回収した製品の部品等の再使用対策を新たに講じ、また、産業廃棄物対策としても、④副産物の発生抑制及びリサイクルを推進することにより、循環型経済システムの構築を目指しています。平成13年3月28日に改正された資源の有効な利用の促進に関する基本方針には、製品の種類及び副産物の種類ごとのこれらの利用に関する目標、製品の種類ごとの長期間の使用の促進に関する事項等が定められています。
	容器包装に係る分別収集及 び再商品化の促進等に関す る法律	容器包装廃棄物について、消費者による分別排出、市町村による分別収集及び事業者による再商品化等を促進するものです。本法は、平成9年4月から分別収集、再商品化等の施行がなされ、平成12年4月には、完全施行されました。消費者は、分別排出やリサイクル商品の使用、市町村は、分別排出された廃棄物の分別収集の実施、事業者は、分別収集された廃棄物の再商品化(リサイクル)を行うことがそれぞれの役割となっています。また、都道府県は、分別収集促進計画を、市町村は、分別収集計画をそれぞれ策定することとなっています。平成7年6月に公布されました。
	神奈川県分別収集促進計画	容器包装リサイクル法に基づき、消費者・事業者・行政の三者の協力による容器包装に係る分別収集と再商品化の実施を促進することを目的に策定しているものです。本計画では、基本的方向、対象品目、容器包装廃棄物排出量の見込み、分別収集の促進に関する事項などを定め、現在の計画は、平成8年策定の第一期、平成11年度策定の第二期、平成14年度策定の第三期に引き続き、第四期の「神奈川県分別収集促進計画」として策定をしているもので、計画期間は、平成18年度から5か年間となっており、3か年ごとに改定することとされております。
	特定家庭用機器再商品化法	廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の 有効な利用を確保するため、特定家庭用機器として指定された、エアコン、テレビ、 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機が廃棄物となったもの(特定家庭用機器廃棄物)について、 小売業者による収集及び運搬、製造業者等による再商品化等を義務付けることに より、廃家電等の適切なリサイクル・処理を確保することを目指しています。平成 10年6月に公布、平成13年4月に施行され、平成16年4月に一部改正されました。
	建設工事に係る資材の再資 源化等に関する法律	建築物の解体工事などの発注者に知事(市長)へ届出を義務付けるとともに、 建築物の解体などの受注者に、特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)の分別及び再資源化などを義務付けています。また、解体工事などの受注者に対する知事(市長)による助言・勧告、命令制度や解体工事業者の都道府県知事への登録制度を規定しています。本法においては主務大臣が基本方針を定めることが規定されており、平成13年1月17日に基本方針が定められ、本方針に即し、本県でも特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めました。平成12年5月に公布、平成14年5月に完全施行されました。
	食品循環資源の再生利用等に関する法律	食品の製造・加工業、卸売業、小売業、飲食店業等の食品関連事業者が排出する食品廃棄物の発生抑制を図るために、食品関連事業者、消費者、国及び地方公共団体の各主体の役割に応じた食品循環資源の再生利用等の実施を定めています。このうち、食品関連事業者については、基本方針等により、具体的な基準に従った発生抑制、再生利用及び減量を実施することとなっています。

8
計画等 等 例·

	使用済自動車の再資源化等 に関する法律	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」は平成14年7月に公布され、平成17年1月から本格施行されました。この法律では、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けています。主な内容は①自動車製造業者等のフロン類、エアバッグ及びシュレッダーダストの引取義務やリサイクル(フロン類は破壊)を行う義務、②引取業者(自動車販売、整備業者等)の使用済自動車の引取義務及びフロン類回収業者又は解体業者への引渡義務、③フロン類回収業者のフロン類の回収及び自動車製造業者等への引渡義務、④解体業者・破砕業者の使用済自動車のリサイクル及びエアバッグ、シュレッダーダストの自動車製造業者等への引渡義務、⑤自動車所有者の引取業者への引渡義務及びリサイクル料金の負担などとなっています。
	神奈川県ごみ処理広域化計画	循環型社会への転換やダイオキシン対策に対する要請を受け、また、県と市町村が共同して設置した「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」でまとめた「一般廃棄物広域処理指針」を踏まえ、平成10年3月に策定された計画です。この計画では、ごみの減量化・資源化の推進による資源循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として、広域処理に向けた、ごみ処理の基本方針、広域処理を行う範囲(ブロック)の設定、広域処理を行う施設の整備等について定めています。計画では、県内市町村を9つのブロックに区分し、各ブロック構成市町村の協議により、平成19年度までに、広域化の具体的な内容となる「広域化実施計画」を策定することとしています。
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物 の適正な処理の推進に関す る特別措置法	ポリ塩化ビフェニル (PCB) は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていましたが、昭和43年にはカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていません。PCB 廃棄物の処理体制の整備が進まず、結果として事業者による保管が続いている状況にあります。保管が長期にわたっているため、紛失したり、行方不明になったトランスなどもあることが判明し、PCB による環境汚染が懸念されています。このような状況から、我が国のPCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 特別措置法)」が公布されました。本法では、国はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を策定することとされ、都道府県は、国の基本計画に即して、その区域におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定することとなっています。また、事業者等は、毎年度 PCB 廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事等に届出をし、都道府県知事等は事業者等からの届出書を公衆の縦覧に供することにより公表することとなっています。また、事業者は、処理体制の整備状況等を勘案して定められた期間内(平成28年7月14日)までにその PCB 廃棄物を処分する義務があります。
化学物質	ダイオキシン類対策特別措 置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図り、国民の健康を保護するため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる環境基準を定めるとともに、廃棄物焼却施設等の特定施設の届出及び排出ガス、排出水等に係る規制、汚染状況のモニタリング調査、並びに汚染土壌に対する対策等を定めています。(平成11年7月16日公布、平成12年1月15日施行)
	神奈川県バイオテクノロ ジー環境安全管理指針	バイオテクノロジーにおける DNA 組換え作業の安全性を確保し、生物材料による環境への影響を未然に防止するため、国等が定めるもののほか、自主的な管理について必要な事項を示し、良好な地域環境の確保を図ることを目的として、平成5年10月1日に施行されました。(平成17年11月25日一部改正)事業者は規模に係わらず、DNA 組換えの作業を実施する場合、自主管理マニュアルを作成し、県知事へ報告することとなっています。
	ゴルフ場農薬安全使用指導 要綱	ゴルフ場において病害虫の防除等に使用される農薬の安全かつ適正な使用等の 確保及び農薬の使用に伴う周辺の環境汚染防止を図り、県民の健康の保護に資す るとともに、良好な環境の保全に寄与することを目的に制定されたもので、農薬 の安全使用の推進を図るとともに、環境保全計画の作成や環境調査の実施、農薬 使用結果の報告等について定めています。
	化学物質の内分泌かく乱作 用に関する環境省の今後の 対応方針について (ExTEND2005)	環境省では、野生生物の生殖異常とホルモン作用をもつ物質の関連が指摘されたことを発端に SPEED'98により取組を進めてきましたが、SPEED'98の取組と 国際的な課題を整理して、今後の対応方針として平成17年3月に ExTEND2005を発表しており、この中で(1) 野生生物の観察、(2) 環境中濃度の実態把握及び暴露の測定、(3) 基盤的研究の推進、(4) 影響評価、(5) リスク評価、(6) リスク管理、(7) 情報提供とリスクコミュニケーション等の推進を基本的な柱としています。
	特定化学物質の環境への排 出量の把握等及び管理の改 善の促進に関する法律 (いわゆるPRTR法)	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的に平成11年7月に制定され、PRTR 制度(事業者による化学物質の排出量等の届出及び国等による届出データ等の集計・公表制度)、MSDS 制度(化学物質の性状及び取扱いに関する情報提供を事業者間の取引等の際に義務づける制度)、事業者が対象化学物質等の管理を行う際のガイドラインである化学物質管理指針などが規定されています。MSDS 制度は平成13年1月から、PRTR 制度に基づく事業者による届出は平成14年4月から開始されました。

騒音·振動・ 悪臭	騒音規制法	騒音規制法は、生活環境を保全すべき地域を県知事(政令市、中核市、特例市については市長)が指定し、その地域内の特定施設のある工場・事業場の事業活動や建設工事に伴って発生する騒音の規制、自動車騒音に係る許容限度の設定等について定めています。なお、航空機及び鉄道騒音は本法の規制対象ではなく、それぞれ国の告示により、環境基準が設定され、これに対応する法律等により、音源対策等が講じられています。
	振動規制法	騒音規制法と同じ体系の規制方法をとっており、県内では19市2町(政令市、中核市、特例市を含む。)が指定地域であり、その指定地域内の特定施設をもつ工場・事業場の振動や特定建設作業等の振動を規制しています。
	悪臭防止法	県知事(政令市、中核市、特例市は市長)は、工場やその他の事業場における 事業活動に伴って発生する悪臭により、生活環境の保全を図る必要があると認め られる地域を悪臭を規制する地域として指定し、規制基準を設定しています。
自然環境	自然環境保全法	良好な自然環境を保全することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な 生活の確保を図るため、地域の指定、行為の制限等を定めています。
	古都における歴史的風土の 保存に関する特別措置法	古都の歴史的風土を保全するために必要な土地の区域の指定、行為の制限等を 定めています。法律の対象となる古都とは、京都市、奈良市、鎌倉市と政令で定める 市町村に限られ、この法令により県内では鎌倉市及び逗子市が古都となっています。
	首都圈近郊緑地保全法	首都圏近郊整備地帯での無秩序な市街化を防止し、秩序ある発展に寄与するために必要な土地の区域の指定、行為の制限等を定めています。
	都市緑地法	都市計画区域内の緑地のうち都市の良好な自然環境を形成する樹林地等を保全 するため、地区の指定、行為の制限等を定めています。
	生産緑地法	市街化区域内において緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都 市環境の形成に資するため、地区の指定、行為の制限等を定めています。
	都市の美観風致を維持する ための樹林の保存に関する 法律	都市の美観風致を維持するために特に優れた樹木又は樹林を保存し、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与するため、保存樹及び保存樹林の指定、保存等について定めています。
	風致地区条例	都市の風致の維持向上を図り、自然と調和した緑豊かな街づくりを進めるため、 都市計画法に基づき風致地区を指定し、風致地区条例により、行為の一定の制限 等を定めています。
	自然環境保全条例	県内における良好な自然環境を保全することにより、現在及び将来の県民の健 康で快適な生活の確保を図るため、地域の指定、行為の制限等を定めています。
	森林法	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の 発展とに資することを目的として、森林計画、保安林その他の森林に関する基本 的事項を定めています。
	自然公園法	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国 民の健康、休養及び教化に資することを目的として定められています。
	神奈川県立自然公園条例	神奈川県内にあるすぐれた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、 もって県民の健康、休養及び教化に資することを目的として定められています。
	神奈川みどり計画	みどりの量とともに質的な確保に取り組み、生物多様性の保全と充実を目指すこととした「人と生き物と生活空間を育むみどり豊かなかながわをめざして」を基本理念とし、県域を自然条件や地域の特性に着目し9つの緑化域を設定し、量の確保や質の向上を推進するとともに緑化域を相互につなげることなどを目標としています。
	丹沢大山保全計画	平成5年度から4か年計画で実施した丹沢大山自然環境総合調査の結果、丹沢大山の自然が豊かな多様性を持つことが改めて示された一方で、その多様性が急速に失われていることも明らかになったことから、丹沢山地の衰退している自然環境の保全及び再生を図り、かけがえのない自然を次の世代に引き継ぐために平成11年3月に策定した自然環境管理の総合的な計画。丹沢大山の将来像を「多様な生物を育む身近な大自然」とし、「丹沢大山の生物多様性の保全・再生」を計画の目標に捉え、そのために「ブナ林や林床植生等の保全」、「大型動物個体群の保全」、「希少動植物の保全」及び「オーバーユース対策等」を施策の方針としています。
	鳥獣の保護及び狩猟の適正 化に関する法律	野生鳥獣の保護を図るとともに、野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系被害を防止し、併せて狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護区の指定や捕獲等に当たっての規制、狩猟免許制度などについて定めています。
	絶滅のおそれのある野生動 植物の種の保存に関する法 律	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的とし、国内外に生息する希少野生生物の譲渡し等の規制、国内に生息する希少野生生物の捕獲・採取等の規制、生息地等保護区の指定による生息地における開発行為などの規制及び保護増殖事業の実施等について定めています。
	ニホンジカとニホンザルの 保護管理計画	人と野生鳥獣の共存に向け、農林業被害や生活被害の軽減だけではなく、生態系の保全も視野に入れ、地域個体群を長期的な観点から維持するため、平成15年3月にニホンジカ及びニホンザルの保護管理計画を策定し、県、市町村、関係団体が連携して、被害防除対策、生息環境管理、個体数管理を組み合わせ、毎年度、モニタリング(継続監視)調査結果の分析により事業の効果検証を行いながら、保護管理事業を推進しています。

		特定外来生物による生態系 等に係る被害の防止に関す る法律	海外から国内に持ち込まれる外来生物のうち、国内の生態系や人の生命・身体、農林水産業に係る深刻な被害やそのおそれを生じさせているものがあることから、これらを特定外来生物に指定し、飼養や栽培、輸入その他の取扱を原則禁止するとともに、既に国内に定着している特定外来生物について、国等が防除等を行うことを定めています。
		第9次鳥獣保護事業計画	鳥獣保護事業計画は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、全国的に調和のとれた鳥獣保護事業を推進するため、国が定める基準に従い、5年毎に都道府県知事が、地域の鳥獣の生息状況に即応して、鳥獣保護行政を推進していくために策定する計画です。 平成13年度に平成14~18年度を計画期間とした第9次鳥獣保護事業計画を策定し、多種多様な野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、人と野生鳥獣との共生を図ることにより、自然生態系の維持に重要な役割を持ち、かつ豊かな生活環境を形成する要素となる野生鳥獣の保護管理を推進しています。
まちづくり		かながわ都市マスタープラ ン	21世紀初頭における望ましい神奈川の都市の姿を描き、その実現に向けた基本 方向を広域的視点から明らかにするとともに、重点的に進めるプロジェクトや土 地利用、社会資本整備、市街地整備の各方針などを定めた都市整備の分野での基 幹的な計画です。
		景観法	良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定により、行為の制限や景観 重要建造物の維持、景観重要公共施設の整備など、景観づくりに向けた総合的な 取組を定めています。
		都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められています。
		神奈川県都市公園条例	都市公園法及び法に基づく命令に定めるもののほか、神奈川県の設置する都市公園 の設置及び管理につき必要な事項を定めることを目的として定められています。
		河川法	近年、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を活かした川づくりが求められているなど、河川制度をとりまく状況は大きく変化していることを受けて、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりに応えるため、河川管理の目的として、「治水」、「利水」に加え、「河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全」を位置付け、河川法が、平成9年に改正されました。
地球環境	地球温暖化防止	京都議定書	平成9年12月に京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)第3回締約国会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガス(二酸化炭素などの6ガス)の排出量の具体的な数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどその達成のための新たな仕組みが合意されました。ロシアの批准を受け、平成17年2月16日ようやく発効しました。
		京都議定書目標達成計画	平成17年2月の京都議定書の発効を受け、同年4月、「地球温暖化対策推進大綱」を引き継ぎ、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定める「京都議定書目標達成計画」が閣議決定されました。
		地球温暖化対策の推進に関 する法律	温室効果ガスの排出抑制等については、あらゆる主体が参加した幅広い取組が不可欠であることから、国、地方公共団体、事業者及び国民各々の責務を明らかにし、温室効果ガスの排出抑制の取組を促進する法的枠組みを整備しています。特に、国と地方公共団体に対しては、実行計画の策定と実施状況の公表が義務づけられています。平成14年5月には、同法律は改正され、京都議定書の公約実現のための施策が強化されました。その後、平成17年2月16日に京都議定書の発効に合わせて完全施行されました。なお、平成17年6月に改正され、一定規模以上の事業者に対し温室効果ガス算定排出量の報告が義務づけられました。
		エネルギーの使用の合理化 に関する法律	内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具についてのエネルギー使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的にすすめるために昭和54年に制定されました。平成17年8月に、地球温暖化防止に関する京都議定書の発効、昨今の世界的なエネルギー需給のひっ迫化等、最近のエネルギーを巡る諸情勢を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、新たに輸送に係る省エネルギー推進のための措置を創設するとともに、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対策の強化などの措置が講じられました。
		新エネルギー利用等の促進 に関する特別措置法	内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に 資するため、新エネルギー利用等について国民の努力を促すとともに、新エネル ギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を講じるため、平成9年6月より施 行されました。
		電気事業者による新エネル ギー等の利用に関する特別 措置法(RPS 法)	内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に 資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する必要な措置(電気 事業者に一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務づけ る)を講じるため、平成15年4月より施行されました。

		かながわ新エネルギービ ジョン	平成8年度に策定した「神奈川県クリーンエネルギー活用基本方針」を、その後の状況の変化に対応するため改訂し、クリーンエネルギーよりもやや幅広く「新エネルギー」という概念でとらえられるエネルギーを対象に、地域からの地球温暖化防止対策や地域分散型エネルギーとして災害時等への対応、エネルギー供給の多様化等の観点から、新エネルギーの導入・普及の促進を図るための基本的な指針として、「かながわ新エネルギービジョン」を平成14年度に策定しました。
	オゾン層保 護	モントリオール議定書	オゾン層保護条約(ウィーン条約)に基づき、オゾン層破壊の原因であるフロン等の規制に向けて、オゾン層破壊物質の削減スケジュールなど具体的な規制措置を定めたもの(昭和62年採択)。数年おきに改正を行って規制強化を図っており、特定フロン、ハロン、四塩化炭素などが平成8年以降全廃となり、その他の代替フロン、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)なども順次、全廃となります。
		特定物質の規制等によるオ ゾン層の保護に関する法律	ウィーン条約及びモントリオール議定書の実施を確保するため、同議定書で規制の対象となっている物質を特定物質と定め、その製造数量等の規制や排出の抑制・使用合理化の努力義務、さらにオゾン層や大気中 CFC 等の観測・監視や生産量・消費量の基準限度・実績の公表などが実施されています。
		特定製品に係るフロン類の 回収及び破壊の実施の確保 等に関する法律	フロン類の大気中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等の特定製品からのフロン類の回収及び破壊の実施を確保するために定められました。フロン類回収業者の登録、破壊業者の許可制や、回収等における基準、費用負担等を定めるとともに、事業者、フロン類製造業者、国民、国及び地方公共団体についてフロン類排出抑制のためのそれぞれの責務を規定しています。
環境への負 荷の少ない 生活・事業 活動の実現		環境の保全のための意欲の 増進及び環境教育の推進に 関する法律	平成15年7月15日に可決・成立した法律(施行は10月1日)で、持続可能な社会を構築するために環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定めています。地方公共団体の責務(努力目標)として、学校教育における体験学習等の充実を図ること、環境保全に関する情報提供、助言及び相談並びに便宜の供与等の拠点としての機能を担う体制を整備することなどが盛り込まれています。
		環境情報の提供の促進等に よる特定事業者等の環境に 配慮した事業活動の促進に 関する法律	国や地方公共団体の事業活動に係る環境配慮等の状況を公表するとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置を定めています。
		かながわ環境学習プラン	社会の一人ひとりが環境との関わりを学習し、「環境にやさしい社会の形成者」としての主体的な行動が社会全体に定着し、次世代に継承されていくことをねらいとして平成4年に策定しました。県内の環境の現況と、環境学習の基本的な考え方を示すとともに、5つの視点と4つの段階に配慮しつつ、個人・家庭、学校、企業、行政、地域等の各主体が体系的に環境学習を進めるための展開モデルを提案しています。
		かながわ産業活性化指針	経済状況の大きな変革期の中で、県内産業の活性化を図るため、平成27年の県内産業がめざす姿を示し、その実現に向けて平成18年度までの県の取組の基本方向と基本施策を提示しています。その中で、環境負荷の少ない持続可能な社会に大きく貢献する環境産業などの成長を平成27年の本県産業の姿として描いています。
		かながわ水産業活性化指針	かながわの水産業の活性化を目的として、今後、取り組んでいく水産施策の方向を示している本指針は、「海・川の豊かな恵みと潤いを提供する活力ある水産業をめざして」を基本目標としています。そのための環境関連の施策としては、漁業者や NPO などとの協働による藻場づくりや県民への漁場環境保全に係る啓発などを掲げています。
		かながわ農業活性化指針	かながわ農業の活性化を目的に、今後、取り組んでいく農業施策の方向を示している本指針は、「県民の豊かな生活を支える都市農業をめざして」を基本目標としています。その中で環境関連の施策としては、家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効活用や環境にやさしい農業の推進、農地の持つ多面的機能の発揮や環境保全に資するための取組を掲げています。
		神奈川県における家畜排せ つ物の利用の促進を図るた めの計画	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正管理の推進と資源としての有効利用の促進について定めています。
		神奈川県バイオマス利活用計画	食品廃棄物を始めとして、家畜排せつ物、農作物収穫残さ、せん定枝などのバイオマスについて、資源の安全性を確保しながら、農業の持つ自然循環機能を活かし、安定的で高品質な野菜や果実づくりのための堆肥としての活用や、畜産における飼料としての活用など、農業分野での利用促進、さらにはバイオマスエネルギーとしての利活用を図るための指針として平成17年3月に「神奈川県バイオマス利活用計画」を策定しました。
		かながわツーリズム推進指針	本県の観光施策における基本目標や施策の方向性を示すものとして策定した本指針では、「人々にゆとりと豊かさを与える質の高い観光交流の実現」、「地域の活性化と一体となった産業としての観光の実現」、「国際観光県『かながわ』の実現」の3つを基本目標とし、その実現に向けた施策の方向の1つに、地域資源の保全や景観づくりを促進することを掲げています。